

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の住宅の所有者が、その住宅の耐震診断及び補強計画策定（以下これらを「耐震診断等」という。）を希望する場合に、予算の範囲内で耐震診断者等を派遣して耐震診断等を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録されたもので、耐震診断等を行うものをいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内にあり次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅（所有者は市税等の滞納をしていないこと。）
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 市長が別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第4条 耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（対象住宅が共有されている場合は、その共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を須賀川市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申込みをした者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、その決定通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣依頼者は、前条第1項に規定する決定通知を受けた後に耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに須賀川市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（2）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により、派遣依頼者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第8条 市長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、次条に定める費用を除き、市が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担）

第10条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、消費税及び地方消費税相当額を含め8,000円を診断終了直後に耐震診断者へ支払うものとする。

（診断結果の通知）

第11条 市長は、耐震診断等の結果を須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（様式第5号）により派遣依頼者に通知するものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第12条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第13条 耐震診断者及びその業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第10条に規定する費用以外の金銭を受け取ること。

（2）派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

（3）その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（その建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。）は、その耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

（業務の委託）

第14条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

（補則）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣申込書

年 月 日

須賀川市長 様

〒 ー
住 所 須賀川市
ふりがな
申込者 氏 名
電 話
携帯電話

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。なお、私の個人情報については、この事業に必要な範囲内において市が収集・利用し、耐震診断者へ提供することに同意します。

対象住宅の概要	所在地	須賀川市		
	用途	専用住宅 / 併用住宅（併用用途： ）		
	構造／階数	木造（ 在来軸組 ・ 伝統的 ・ 枠組壁 ）／ 混構造 / それ以外 平家 / 2階 / 3階 / それ以外		
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積 m ² ※合計床面積の内数）		
	建物建設時期 〔建築確認年月日〕	明治・大正・昭和 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時） / 不明 〕		
	要	耐震診断の履歴	初めて／本事業の診断歴有り／他（ ）の診断歴有り	
派遣を避けて欲しい曜日		月 曜 / 火 曜 / 水 曜 / 木 曜 / 金 曜		
派遣を避けて欲しい その他の日				
調査を避けて欲しい時間帯		午 前 / 午 後 / 他（ ）		
【備考】				
整理番号	ー	審査欄		

上記【備考】欄には、
1 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
2 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
この申込書に、付近見取図、建築確認通知書（ない場合は課税資産(家屋)明細書）、平面図の写を添付してください。

（申込者氏名） 様

須賀川市長

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった木造住宅耐震診断者の派遣について、下記のとおり決定したので、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同要綱第14条の規定に基づき下記機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整のうえ、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣される診断者の氏名 (建築設計事務所名、代表者職・氏名)
木造住宅耐震診断者：(資格・氏名)
- 2 上記派遣診断者の連絡先 電 話：
- 3 現 地 建 物 調 査 の 時 期 年 月 日～ 年 月 日の都合の良い日
- 4 派 遣 業 務 受 託 機 関 (機関名・代表者職・氏名)
〔派遣に関する問合せ・連絡先〕 電 話：
FAX：

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣辞退届

年 月 日

須賀川市長 様

〒

住 所 須賀川市

ふりがな

申込者 氏 名

電 話

携帯電話

年 月 日付け〇〇第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、下記の理由により辞退したいので、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき届け出します。

記

1 辞退する理由

番 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

須賀川市長

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書

年 月 日付け〇〇第 号で通知した木造住宅耐震診断者の派遣決定については、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき下記の理由により取り消しましたので通知いたします。

記

- 1 取り消した理由

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業

耐 震 診 断 等 結 果 通 知 書

番 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣業務受託機関
（機関名・代表者職・氏名）

〇〇の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当〇〇は、須賀川市が実施中の木造住宅耐震診断者派遣事業について、業務の一部を受託し、耐震診断等を実施いたしております。

このたび、貴方が須賀川市に申し込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断等が終了し結果が明らかとなりましたので、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第11条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、近日中に、この結果を須賀川市にも送付いたします。

また、この件に関する問い合わせ及び相談は、下記にお願いいたします。

記

1 問い合わせ先

- | | |
|--------------------|--|
| （1）診断等結果の内容に関する質問等 | （建築設計事務所名、代表者職・氏名）
木造住宅耐震診断者：（資格・氏名）
電 話 |
| （2）診断等結果に対する対応について | 同 上 |
| （3）その他、事業全般について | 須賀川市（担当課・係名）
電 話 |